地域住宅支援総合交付金	
河川等災害復旧事業費補助（災害査定用設計委託費補助及び降灰除去事業費補助に限る。）	
都市災害復旧事業費補助（公共土木施設災害普及事業費国庫負担法第三条第十号及び第十一号に規定する下水道及び公園を除く。）	
河川等災害復旧助成事業費補助（河川等災害関連特別対策事業費補助に限る。）	
河川等災害関連事業費補助	
道路改修等事業費補助金	
地域再生基盤強化交付金（港整備交付金を除く。）	

一の1（社会資本整備事業特別会計）治水勘定の表を次のように改める。

目	
流域治水対策事業費補助（流域貯留浸透事業に限る。）	
後進地域特例法適用団体補助率差額	

一の1（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表を次のように改める。

目	
交通円滑化事業費補助	
地域連携推進事業費補助	
雪寒地域道路事業費補助	
道路更新防災等対策事業費補助	
道路調査費補助	
後進地域特例法適用団体補助率差額	
後進地域特例法適用団体等補助率差額	
道路維持費補助	
交通連携推進事業費補助	
沿道環境改善事業費補助	
交通安全施設等整備事業費補助	
無電柱化推進事業費補助	
道路交通環境改善促進事業費補助	
安全市街地整備道路事業費補助	

一の2（一般会計）の表を削る。

一の2（社会資本整備事業特別会計）治水勘定の表を次のように改める。

目	
河川改修費補助（都市基盤河川改修事業に限る。）	
床上浸水対策特別緊急事業費補助（都市基盤河川に係るものに限る。）	

一の2（社会資本整備事業特別会計）道路整備勘定の表を削る。

一の3（一般会計）の表の目の項中、「及び高齢者居住安定化緊急促進事業補助金」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十二年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十一年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月四日　　東北地方整備局長　徳山日出男

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釜石市松原町二丁目三五番三から岩手県下閉伊郡山田町船越第三地割一〇番四まで	前	A 一〇・〇〇～一一・五〇	二四・三四〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇〇～一九五・〇〇	五・〇四一キロメートル	
	後	A 一〇・〇〇～一一・五〇	二四・三四〇	
		B・C 一一・五〇～一七四・〇〇	六・〇七九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市両石町第四地割四二番二二から同市片岸町第二地割一四番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所
〃	釜石市両石町第四地割一二九番七から同市両石町第四地割一二三番八まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月五日

○東北地方整備局告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月四日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月四日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
釜石市両石町第四地割四二番二二から同市片岸町第一地割二六番一まで	一二・〇〇～八一・〇〇メートル	四・七四二キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年三月四日